

全国子ども会安全共済会のご案内

ご加入の前に必ずお読みください

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- (2)死亡共済金
被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。
- (3)後遺障害共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。
- (4)医療共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

※医療共済金を支払わない場合

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合

5. 共済金を支払わない主な場合(死亡・後遺障害・医療共済金共通)

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
 - ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④交通事故(自転車の単独事故、または自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
 - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
 - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - エ 自転車に二人乗っている間(法令で認められる場合を除きます。)
- ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑨地震もしくは噴火又はこれによる津波
- ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問い合わせください。